

●香川県告示第138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成30年5月15日から同年6月5日まで一般の縦覧に供する。

平成30年5月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 善通寺綾歌線（22号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市川西町南字中方乙46番1 地先から	8.9~52.4	251	平成30年香川県告示第65号で 変更した区域
丸亀市飯山町東小川字中野1964 番1地先まで	9.0~71.8	269	

- 4 供用開始の期日 平成30年5月15日